

済生会愛らんど地域包括支援センター（介護予防支援）運営規程

（平成19年4月1日制定・施行）

改正	平成19年6月11日	平成22年4月1日	令和3年4月1日
	平成19年7月11日	平成22年8月10日	令和5年4月1日
	平成21年4月1日	平成23年1月1日	令和6年4月1日
	平成21年6月15日	平成25年12月1日	令和7年1月1日

（目的）

第1条 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部山形県済生会（以下「支部」という。）が開設する済生会愛らんど地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員の基準及び運営管理に関する事項を定め、事業所の職員である社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員その他職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが受けられるよう支援するものとする。

2 事業の提供に当たっては、担当職員は、利用者の意思、人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立に介護予防サービスが提供されるよう支援するものとする。

3 事業の運営に当たっては、市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携を図り運営に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 済生会愛らんど地域包括支援センター
- (2) 所在地 山形市大字妙見寺4番地（特別養護老人ホーム愛日荘内）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は、次のとおりとする。

ただし、保健師又は経験のある看護師、主任介護支援専門員及び社会福祉士の総数は5名とする。

- (1) センター長 1名（愛日荘管理者と兼務）
センター長は、事業所の統括的管理を行う。
- (2) 管理者 1名（常勤兼務・当事業所の他の職務に従事）
管理者は、事業所の職員の管理、指定介護予防支援の利用申込に係る調整、業務の実施状況把握その他の管理、必要な指揮命令等を一元的に行うとともに、自らも(3)に掲げる職員を兼務し、指定介護予防支援の提供に当たる。
- (3) 担当職員 保健師又は経験のある看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士
各1名以上（常勤専従4名、常勤兼務1名）
担当職員は、介護予防支援業務を兼務する。
- (4) 事務職員 1名（常勤専従）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日を休日とする。
 - ア 土曜日及び日曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ウ 1月2日3日及び12月29日から同月31日までの日
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の内容は次のとおりとし、相談を受ける場所は、当事業所内又は利用者宅で行い、適切な方法により解決すべき課題の把握を行う。

- ア 介護予防・支援サービス計画の作成
 - イ 介護予防・支援サービス計画に基づく指定介護予防サービスの提供の確保を旨とする、指定介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整
- 2** 事業所は、前項の指定介護予防支援の提供に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要やその他利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を記載した文書により説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。

(利用料等)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は、なしとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、山形市の第五地区、第八地区、東沢地区とする。

(秘密保持)

第9条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2** 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、自ら提供した介護予防支援事業及び自らが介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス事業に対する利用者又はその家族からの苦情を処理するための体制を確立するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第12条 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

- 2** 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- 3** 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとする。
- 4** 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束等の適正化の推進)

第13条 利用者の身体拘束等の適正化を図る観点より母体施設に設置される委員会の参加、指針の整備、定期的な研修会の開催により職員に周知徹底を図るものとする。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(記録等の整備)

第14条 事業所は、設備、備品、職員、会計及びサービス提供等に関する記録を整備するものとする。

2 事業所は、介護予防サービス計画及びサービス担当者会議等の記録、その他の指定介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(介護予防支援業務の委託)

第15条 事業所は、指定居宅介護支援事業者に、介護予防支援業務の一部を委託することができるものとする。

2 事業所は、指定居宅介護支援事業者に介護予防支援業務を委託した場合、その介護予防支援費の9割を指定居宅介護支援事業者に支払うものとする。(初回加算は別途支払)

(災害への対応)

第16条 災害発生時に迅速な対応ができるよう、業務継続計画に沿って平常時から備える。業務継続計画は適宜見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

2 従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(感染症への対応)

第17条 母体施設のマニュアルや手引きに従い、感染防止対策を万全にした上で、相談対応、訪問、地域活動等業務を行うものとする。

2 母体施設に設置される委員会の参加、および定期的な研修会等の開催により職員に対し周知徹底を図るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制の整備を行うものとする。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、支部と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 6月11日から施行する。

この規程は、平成19年 7月11日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 6月15日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 8月10日から施行する。

この規程は、平成23年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成25年12月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 1月 1日から施行する。

済生会愛らんど地域包括支援センター（介護予防支援）運営規程の一部改正について

令和7年1月1日

済生会愛らんど地域包括支援センター（介護予防支援）運営規程（平成19年4月1日制定）を次のとおり一部改正する。

（営業日及び営業時間）

改正前	改正後
第5条 （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。	第5条 （2）営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

（介護予防支援の提供方法、内容）

改正前	改正後
第6条 指定介護予防支援の内容は次のとおりとし、相談を受ける場所は、当事業所内又は利用者宅で行い、適切な方法により解決すべき課題の把握を行う。 ① 介護予防・支援サービス計画の作成 ② 介護予防・支援サービス計画に基づく指定介護予防サービスの提供の確保を旨とする、指定介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整	第6条 指定介護予防支援の内容は次のとおりとし、相談を受ける場所は、当事業所内又は利用者宅で行い、適切な方法により解決すべき課題の把握を行う。 ア 介護予防・支援サービス計画の作成 イ 介護予防・支援サービス計画に基づく指定介護予防サービスの提供の確保を旨とする、指定介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整

（災害への対応）

改正前	改正後
第16条 災害発生時に迅速な対応ができるよう、業務継続計画に沿って平常時から備える。業務継続計画は適宜見直しを行うものとする。	第16条 災害発生時に迅速な対応ができるよう、業務継続計画に沿って平常時から備える。業務継続計画は適宜見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 2 従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。